

## 随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年6月5日
所属名	環境部清掃管理課

契約業者名・住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号 三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社
業務の名称	清掃工場各機器点検整備業務委託
委託場所	千葉県野田市三ツ堀356番地の1
委託期間	令和5年6月6日 から令和6年3月22日
契約金額	金額 103,510,000円
委託の概要	清掃工場を適正に管理・運営していくため、受入供給設備（ごみ計量機法定点検）、機械設備（投入ホッパ、燃焼ストーカ油圧シリンダ、助燃バーナ、再燃バーナ）、燃焼ガス冷却設備（減温装置）、電気計装設備（受変電設備、各種記録計、中央制御室計器盤）について、点検整備を委託するもの。
随意契約の理由	野田市清掃工場は、三菱重工業株式会社の責任施工により建設され、各設備の機械等はメーカー独自の考えに基づき設置されたものです。その施設の性能を維持するに当たっては、工場全体の特性を熟知し、各設備に係る修補技術に精通していることが必須となります。 また、本業務の使用材料についても、焼却炉メーカー製造の特殊部品を用いる必要があることから、三菱重工業株式会社の環境装置製品のアフターサービス及び運転維持管理業務を専門に行っている内申業者と随意契約したいとするものです。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年6月6日
所属名	都市部都市整備課

契約業者名・住所	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-10-2 株式会社 ちばぎん総合研究所
業務の名称	野田市駅地区導入機能検討業務委託
委託場所	野田市野田字弁天谷津地先
委託期間	令和5年6月6日 から令和6年3月25日
契約金額	金額 2,970,000 円
委託の概要	野田市駅前への企業実施検討 関係者意見の収集・取りまとめ 野田市駅西地区エリアの業務推進コーディネート 報告書作成
随意契約の理由	<p>本業務は、先に実施している「野田市駅周辺調査業務委託」において、権利者や事業者等へのヒアリング結果を踏まえ、権利者の要望や事業者側のニーズを反映したゾーニング及びランドスケープデザインを基に野田市駅西地区エリアの活性化につながる業務推進のコーディネートを検討し、企業誘致実現に向けた具体的な方策を検討するものである。</p> <p>そのため、これまでに実施した調査業務において、権利者や事業者との信頼関係を構築し、地区の状況に精通した業者と契約することにより円滑な業務が見込めるものです。</p> <p>さらには、地区の状況に精通していることにより、現地踏査の縮減が見込まれ、経費において有利な価格で契約を締結することが見込めます。</p> <p>ついては、地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号及び第6号の規定により、(株)ちばぎん総合研究所と随意契約を希望するものです。</p>

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年6月19日
所属名	自然経済推進部スポーツ推進課

契約業者名・住所	野田市野田339番地 株式会社 千秋社
業務の名称	総合公園水泳場代替施設提供業務委託
委託場所	野田市清水906番地 (清水公園アクアベンチャー)
委託期間	令和5年7月1日 から 令和5年9月3日
契約金額	金額 9,316,384円
委託の概要	総合公園水泳場の廃止に伴い、子どもの水に親しむ機会を確保するため、清水公園アクアベンチャーを代替施設とし、市民が清水公園が設定する料金の半額で利用できる野田市民割を実施するもの。
随意契約の理由	本業務は、総合公園水泳場の廃止に伴い子ども達の水に親しむ機会が失われることから、その代替措置として実施するものであり、市内で親水施設を提供している事業者は内申業者のみであることから、随意契約しようとするもの。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年6月22日
所属名	土木部管理課

契約業者名・住所	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目7番1号 株式会社 パスコ
業務の名称	道路情報統合管理システムデータ更新業務委託
委託場所	野田市全域
委託期間	令和5年6月23日 から令和6年1月15日
契約金額	金額 3,465,000円
委託の概要	令和4年度に更新された道路境界確定図及び道路台帳図を統合型GISへ取り込み、更新を委託するもの。
随意契約の理由	内申業者は、当該統合型GISシステム（道路情報統合管理システム）の開発元であることから、システム処理プログラムデータ形式に精通しており、入力及び更新作業が可能な唯一の業者であることから、内申業者と随意契約を行うものです。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年6月29日
所属名	福祉部生活支援課

契約業者名・住所	千葉県野田市七光台 170 光ビジネスフォーム株式会社
業務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務等業務
委託場所	野田市指定場所
委託期間	令和5年6月29日 から令和5年12月28日
契約金額	金額 22,918,500円
委託の概要	対象世帯への要件確認書の発行、受付管理システムの構築及び運用、郵送窓口受付及びコールセンターによる市民対応、支給決定通知の発行、振込データの作成等になります。これらの業務を一括して行うことができる事業者へ委託し、迅速かつ円滑に対象世帯に対し支給を行うもの。
随意契約の理由	当該給付金事業は、国からの交付要綱が令和5年3月29日に通知があり、Q&Aについては4月12日に示され、本事業の計画の策定と合わせて、事業費を5月臨時議会にて補正予算にて措置したものです。 対象世帯への確認書等の発送を7月10日に行うことから、6月下旬までに着手する必要があるが、今回と同様の業務である「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務業務」を請け負った光ビジネスフォーム株式会社でなければ期日までに対応できないため

## 随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年6月30日
所属名	健康子ども部保健センター

契約業者名・住所	野田市鶴奉7番地の4 一般社団法人 野田市医師会												
業務の名称	肝炎ウイルス検診業務 (単価契約)												
委託場所	野田市医師会が指定する実施会場												
委託期間	令和5年7月1日 から令和5年11月30日												
契約金額	特定健康診査等と同時実施 (自己負担金税込1,000円除く) 2,630円/件 特定健康診査等と同時実施 (生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯の者) 3,540円/件 単独実施 (自己負担金税込1,000円除く) 4,644円/件 単独実施 (生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯の者) 5,553円/件 要指導者等検診 (自己負担金税込1,000円除く) 4,644円/件 CV-RNA検査 1,772円/件 消費税の額及び地方消費税の額については、請求時支払額に10%加算する。												
委託の概要	令和5年度野田市肝炎ウイルス検診実施要領に基づき、検査業務を実施しようとするもの。 予定人数 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>特定健康診査等と同時実施</td> <td style="text-align: right;">600人</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査等と同時実施 (生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯の者)</td> <td style="text-align: right;">20人</td> </tr> <tr> <td>単独実施</td> <td style="text-align: right;">150人</td> </tr> <tr> <td>単独実施 (生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯の者)</td> <td style="text-align: right;">6人</td> </tr> <tr> <td>要指導者等検診</td> <td style="text-align: right;">26人</td> </tr> <tr> <td>CV-RNA検査</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> </table>	特定健康診査等と同時実施	600人	特定健康診査等と同時実施 (生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯の者)	20人	単独実施	150人	単独実施 (生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯の者)	6人	要指導者等検診	26人	CV-RNA検査	2人
特定健康診査等と同時実施	600人												
特定健康診査等と同時実施 (生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯の者)	20人												
単独実施	150人												
単独実施 (生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯の者)	6人												
要指導者等検診	26人												
CV-RNA検査	2人												
随意契約の理由	一般社団法人野田市医師会には、市内の多数の医療機関 (68医療機関中65医療機関) が属していることから、当医師会と業務委託契約を締結することにより、個別に多数の医療機関と業務委託することができる。また、市内全域の医療機関を網羅していることから、受診する市民の利便性を確保し、受診機会を拡充することができる。また、市内の対象医療機関への周知、事務連絡についても、一般社団法人野田市医師会を通して行うことにより、円滑に実施することができるため、協力を得ることが必要不可欠であるため。												

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年6月30日
所属名	健康子ども部保健センター

契約業者名・住所	野田市鶴奉7番地の4 一般社団法人 野田市医師会
業務の名称	特定健康診査業務(単価契約)
委託場所	野田市が指定する実施会場
委託期間	令和5年7月1日 から令和5年11月30日
契約金額	基本的な健診の項目 金額9,050円/1人当たり(税込) 報告手数料 金額133円/1人当たり(税込) 詳細な健診項目(貧血検査) 金額241円/1人当たり(税込) 詳細な健診項目(尿酸・クレアチニン) 金額102円/1人当たり(税込) 選択項目(心電図検査) 金額1,430円/1人当たり(税込) 選択項目(眼底検査) 金額1,270円/1人当たり(税込) 選択項目(眼底検査/別医療機関での実施) 金額5,104円/1人当たり(税込)
委託の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者に対し、特定健康診査を実施するもの。 基本的な検診項目実施人数(見込み) 8,735人
随意契約の理由	一般社団法人野田市医師会は、地域との密接な関わりのなかで市民の健康の保持、増進に多大な貢献をしている。市内医療機関の大部分(68医療機関中65医療機関)が属していることから、当医師会と業務委託契約を締結することにより、個別に多数の医療機関と業務委託契約の締結を行うことなく業務の委託をすることができ、事務作業の効率化を図ることができる。また、市内全域の医療機関を網羅していることから、受診する市民の利便性を確保し、当該健康診査の受診機会を拡充することができる。 さらに、市内の対象医療機関への周知、事務連絡についても、一般社団法人野田市医師会を通して行うことにより、円滑に実施することができるため、協力を得ることが必要不可欠であることから、内申業者と随意契約したいとするもの。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年6月30日
所属名	健康子ども部保健センター

契約業者名・住所	野田市鶴奉7番地の4 一般社団法人 野田市医師会
業務の名称	後期高齢者健康診査業務 (単価契約)
委託場所	野田市が指定する実施会場
委託期間	令和5年7月1日 から令和5年11月30日
契約金額	基本的な健診の項目 金額 9,050 円/1人当たり (税込) 報告手数料 金額 133 円/1人当たり (税込) 詳細な健診項目 (貧血検査) 金額 241 円/1人当たり (税込) 詳細な健診項目 (尿酸・クレアチニン) 金額 121 円/1人当たり (税込) 選択項目 (心電図検査) 金額 1,430 円/1人当たり (税込) 選択項目 (眼底検査) 金額 1,270 円/1人当たり (税込) 選択項目 (眼底検査/別医療機関での実施) 金額 5,104 円/1人当たり (税込)
委託の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上 (一定の障がいのある65歳以上も含む) の後期高齢者医療制度加入者に対し、後期高齢者健康診査を実施するもの。 基本的な検診項目実施人数 (見込み) 6,900人
随意契約の理由	一般社団法人野田市医師会は、地域との密接な関わりのなかで市民の健康の保持、増進に多大な貢献をしている。市内医療機関の大部分 (68医療機関中65医療機関) が属していることから、当医師会と業務委託契約を締結することにより、個別に多数の医療機関と業務委託契約の締結を行うことなく業務の委託をすることができ、事務作業の効率化を図ることができる。また、市内全域の医療機関を網羅していることから、受診する市民の利便性を確保し、当該健康診査の受診機会を拡充することができる。 さらに、市内の対象医療機関への周知、事務連絡についても、一般社団法人野田市医師会を通して行うことにより、円滑に実施することができるため、協力を得ることが必要不可欠であることから、内申業者と随意契約したいとするもの。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和5年6月30日
所属名	健康子ども部保健センター

契約業者名・住所	野田市鶴奉7番地の4 一般社団法人 野田市医師会
業務の名称	若者健康診査業務 (単価契約)
委託場所	野田市が指定する実施会場
委託期間	令和5年7月1日 から令和5年11月30日
契約金額	基本的な健診の項目 金額8,227円/件 (税抜) 詳細な健診項目 (貧血検査) 金額224円/件 (税抜) 詳細な健診項目 (尿酸・クレアチニン) 金額113円/件 (税抜)
委託の概要	野田市国民健康保険若者健康検査に関する規則に基づき、18歳以上の国民健康保険加入者に対し、健康診査を実施するもの。 基本的な検診項目実施人数 (見込み) 550人
随意契約の理由	一般社団法人野田市医師会は、地域との密接な関わりのなかで市民の健康の保持、増進に多大な貢献をしている。市内医療機関の大部分 (68医療機関中65医療機関) が属していることから、当医師会と業務委託契約を締結することにより、個別に多数の医療機関と業務委託契約の締結を行うことなく業務の委託をすることができ、事務作業の効率化を図ることができる。また、市内全域の医療機関を網羅していることから、受診する市民の利便性を確保し、若者健康診査の受診機会を拡充することができる。 さらに、市内の対象医療機関への周知、事務連絡についても、一般社団法人野田市医師会を通して行うことにより、円滑に実施することができるため、協力を得ることが必要不可欠であることから、内申業者と随意契約したいとするもの。